



保健 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係
☎476-1111(135)

◆『国民健康保険』のいろは！



その10 ～医療費の自己負担が高額るとき～

同じ月内で、保険内の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、申請して認められると、限度額を超えた分が『高額療養費』として後から支給されます。

超えた分は返ってくるから安心 高額療養費！

世帯の所得に応じて、一か月に負担する医療費の限度額が決まっています。限度額を超えた場合は、超えた分が後から支給されます。支給を受けるには申請が必要ですが、**支給対象になる方には役場から通知いたしますのでご安心ください。**なお、支給手続きの際には領収書が必要ですので小額であっても大切に保管しておいてください。（後期高齢者医療の方の場合、領収書は必要ありません。）

自己負担限度額（月額）

1 70歳未満の人の場合

所得区分	限度額	4回目以降の限度額
上位所得者	150,000円	83,400円
一般	80,100円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

2 70歳以上の人の場合

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院の限度額（世単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※赤字の限度額については、医療費が一定額を超えた場合、超えた分の1%を加算した額が限度額になります。

※同じ世帯で合算して限度額を超えた場合も対象となりますが、70歳未満の方の場合、一つの治療で21,000円以上を自己負担した場合のみが合算対象となります。

大崎町の医療費

区 分	診 療 年 月	国民健康保険		
		一 般 分	退 職 者 分	合 計
被保険者数	平成 25 年 8 月	4,433 人	152 人	4,585 人
	平成 24 年 8 月	4,600 人	269 人	4,869 人
医療費総額	平成 25 年 8 月	142,132,710 円	5,414,177 円	147,546,887 円
	平成 24 年 8 月	151,601,887 円	6,279,875 円	157,881,762 円

区 分	診 療 年 月	一般被保険者分	退職被保険者分	全被保険者分
一人当たり 医 療 費	平成 25 年 8 月	32,062 円	35,620 円	32,180 円
	平成 24 年 8 月	32,957 円	23,345 円	32,426 円